

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 6 月 3 日

申請者 フリガナ カブシキカイシャ ケボソウゴウセツビ  
氏名又は名称 株式会社久保総合設備

住所 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

代表者氏名 代表取締役久保隆一

電話番号 0743-84-0155

FAX番号 0743-84-0068

メールアドレス ma32tt27ml@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	✓
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	✓
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和6年 6月 3日

申請者 氏名又は名称 株式会社久保総合設備

住 所 奈良市針ヶ別所町659番地

代表者 氏名 代表取締役久保隆一

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フ リ ガ ナ 氏 名	フ リ ガ ナ 氏 名
代表取締役久保隆一 取締役 久保美由希	
事業の範囲	土木 建築 電気 水道施設 管 とび土工舗装石鋼しゅん塗装消防 淨化槽 産業廃棄物収集運搬
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社久保総合設備
上記事業所の所在地	郵便番号632-0112 住所奈良市針ヶ別所町659番地  電話番号0743-84-0155 FAX番号0743-84-0068 メールアドレスma32tt27ml@ken.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
久保隆一	203167

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機械器具調書

令和 6年 6月3 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用	パイプカッター 塩ビカッター バンドソー セーバーソ 金切りのこ	固定式 VC50ED～32ED マンティス180 CR40V	1 12 1 1 1	
管の加工用	やすり パイプねじ切りき	250型平 N-100A N-80A	1 1 1	
管の接合用	パイプレンチ	350mm 450mm 600mm 1000mm	12 6 4 3	
	トーチランプ	ガスボンベ式	6	
水圧テストポンプ	手動式	T 10 K	6	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 6月 3日

申請者

氏名又は名称株式会社久保総合設備

住 所奈良市針ヶ別所町659番地

代表者 氏名 代表取締役久保隆一

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良市針ヶ別所町 659 番地  
株式会社久保総合設備

会社法人等番号	1500-01-016992		
商号	株式会社久保総合設備		
本店	奈良市針ヶ別所町 659 番地		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	平成 23 年 5 月 24 日		
目的	1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 電気工事業 4. 水道施設工事業 5. 管工事業 6. とび・土工工事業 7. ほ装工事業 8. 石工事業 9. 鋼構造物工事業 10. しゅんせつ工事業 11. 塗装工事業 12. 消防施設工事業 13. 净化槽工事業 14. 産業廃棄物収集運搬業 15. 前各号に付帯する一切の事業		
	平成 23 年 6 月 2 日変更 平成 23 年 6 月 17 日登記		
発行可能株式総数	<u>240 株</u>  <u>1000 株</u>		
	令和 4 年 8 月 17 日変更		
	令和 4 年 8 月 24 日登記		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	<u>発行済株式の総数</u> <u>60 株</u>		
	令和 4 年 8 月 17 日変更		
	令和 4 年 8 月 24 日登記		
資本金の額	<u>金 300 万円</u>		

奈良市針ヶ別所町659番地  
株式会社久保総合設備

	金2000万円	令和4年8月17日変更 ----- 令和4年8月24日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければなら ない。	
役員に関する事項	取締役 久保 隆一  取締役 久保 美由希  奈良市針ヶ別所町659番地 代表取締役 久保 隆一	平成27年11月26日就任 ----- 平成27年11月26日登記  平成27年11月26日就任 ----- 平成27年11月26日登記
支店	1 京都市中京区西ノ京銅駄町68番地ジエルメ行 伊205号室	令和6年3月1日設置 ----- 令和6年3月21日登記
登記記録に関する事項	設立	平成23年5月24日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(奈良地方法務局管轄)

令和6年4月10日  
奈良地方法務局  
登記官

岡本基治



株式会社 久保総合設備  
定 款

平成23年 5月13日 作 成

この定款の写しは、原本に相違ありません。

令和6年6月3日

株式会社 久保総合設備

代表取締役 久保隆一





# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社 久保総合設備と称する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. 電気工事業
4. 水道施設工事業
5. 管工事業
6. とび・土工工事業
7. ほ装工事業
8. 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県奈良市に置く。

### (機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。



## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、240株とする

### (株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければなら  
ない。

### (株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当  
会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載  
された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押  
印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求するこ  
ができる。

### (質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請  
求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹  
消についても同様とする。

### (基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株  
主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すること  
ができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者  
を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準  
日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公  
告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

- 第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。
- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならぬ。

第3条 株主総会

(招 集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続きの省略)

- 第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

- 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。



#### (株主総会の決議の省略)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

### 第4章 取締役及び代表取締役

#### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、1名以上5名以内とする。

#### (取締役の選任の方法)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。  
② 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (代表取締役及び社長)

第22条 当会社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。



- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第23条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剩余金の配当及び除斥期間)

第26条 剩余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剩余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金300万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成24年4月30日までとする。



(発起人の氏名及び住所)

第29条 当会社の発起人の氏名及び住所は、次のとおりである。

奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

久保 弘二

奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

久保 隆一

(定款に定めがない事項)

第30条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 久保総合設備 を設立のため、発起人全員の定款作成代理人である司法書士 樋口 優彦 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成23年 5月13日

発 起 人 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地  
久保 弘二

発 起 人 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地  
久保 隆一

上記発起人の定款作成代理人

奈良市大宮町三丁目4番34号 青垣ビル505号

司法書士 樋口 優彦



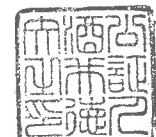


## 同一の情報の提供

提供の日付： 平成23年5月23日

公証人：

酒井徳矢



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

林業会館ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 11-1401000602000551

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 酒井 徳矢

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

林業会館ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。



## 募集株式総数引受契約書

令和4年8月17日

株式引受人 奈良市針ヶ別所町659番地  
久保隆一



株式引受人 奈良市針ヶ別所町659番地  
久保美由希



本店 奈良市針ヶ別所町659番地  
商号 株式会社久保総合設備  
代表取締役 久保隆一



久保隆一、久保美由希は、株式会社久保総合設備（以下「甲」という。）に対し下記内容で募集株式総数引受契約の締結を申し込み、甲はこれを承諾した。

### 記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1. 募集株式の数      | 甲の普通株式 340株<br>久保隆一 引受分221株<br>久保美由希引受分119株 |
| 2. 募集株式の払込金額   | 1株につき金5万円                                   |
| 3. 払込期日又は期間    | 令和4年8月17日                                   |
| 4. 増加する資本金の額   | 金1700万円                                     |
| 5. 増加する資本準備金の額 | 金0円   |
| 6. 払込みを取り扱う場所  | (所在地) 奈良市都祁白石町994-1<br>(名称) 南都銀行 名阪針支店      |



## 払込みがあったことを証する書面

当会社の募集株式の発行につき、次のとおり払込金額全額の払込みがあったことを証明します。

払込みがあった金額の総額 金1700万円

払込みがあった株式数 340株

1株の払込金額 金5万円

令和4年 8月 22日

株式会社久保総合設備

代表取締役 久保隆一



22-08-17; 05:22 PM; 武野会計事務所

福岡司法書士事務所

; 0742612534

# 3/ 5



UD FONT

NANTO

普通預金通帳  
株式会社 久保総合設備 様

店番 230 口座番号 2075174

南都銀行

 南都銀行

(ケント)の普通預金をご利用いただき  
ありがとうございます。



カブ"シナカ"イウ クホ"リ"ウ"セ"リ  
お邊けの普通預金取扱いを承ります。

お邊けの普通預金取扱いを承ります。		新規
金額	変更残高	店番 口座番号

お邊けの普通預金取扱いを承ります。  
お邊けの普通預金取扱いを承ります。

  
株式会社 南都銀行  
お取引店 名阪針支店

TEL 0743(82)0518

お客様さまへ

この通帳で、便利な各種サービスをご利用ください。  
☆自動受取り……給料、年金、配当金などの自動受取りにご利用ください。  
☆自動支払い……公共料金やローン、クレジットなどの自動支払いにご利用ください。  
☆自動積立……一定額をあらかじめお決めいただきますと、自動的につみたて定期預金等をお届えができます。  
この通帳にかかるお取引については、別途お渡しました普通預金規定によりお取扱いいたします。ぜひご一讀ください。  
(規定集がに入用の場合は、いつでも窓口へお申し出ください。)

通帳と印鑑(お届け印)は、別々に保管されるほうが安全です。  
キャッシュカードの暗証番号は、ご本人さま以外に知られないようご注意ください。  
生年月日や電話番号など、第三者に機密されやすい暗証番号をご使用の場合は、ご変更をお願いします。ICチャッシュカードのご利用をお勧めします。  
\*キャッシュカードの暗証番号は、(ナント)のATM機でもご変更いただけます。  
通帳・印鑑・キャッシュカードの紛失あるいは盗難の場合は、すぐ  
お取引店へご連絡ください。  
ご住所や電話番号等を変更されたときは、お取引店までお知らせください。

22-08-17; 05:22 PM; 武野会計事務所

横口司法書士事務所

; 0742612534

# 5 / 5

02-08-12	新規	50,000,000
02-08-17	利息	6
03-02-22	利息	219
03-08-23	利息	211
04-02-21	利息	211
04-06-27	振替	20,000,000
04-08-17	振込	11,050,000
04-08-17	振込	5,950,000



## 資本金の額の計上に関する証明書

増加する資本金の額は、下記のとおり会社法第445条及び会社計算規則第14条の規定に従って計上されたことを証明します。

### 記

①払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第14条第1項第1号）  
=金1700万円

②給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額（会社計算規則第14条第1項第2号）  
=金0円

③株式発行割合  $\{a \div (a + b)\} = 1$   
(a : 発行する株式の数 340株)  
(b : 処分する自己株式の数 0株)

④自己株式処分差損（会社計算規則第14条第1項第4号）  
=金0円

⑤資本金等増加限度額  $\{(①+②) \times ③ - ④\}$   
=金1700万円

⑥資本準備金として計上する額  
=金0円

⑦増加する資本金の額（⑤-⑥）  
=金1700万円

令和4年 8月22日

株式会社久保総合設備

代表取締役 久保隆一



## 証明書

令和4年8月17日付け臨時株主総会の各議案につき、総議決権数（各議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（各議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

なお、本株主総会における各議案につき、本証明書に記載した内容は全て同一です。

	氏名又は名称	住所	株式数	議決権数	議決権数の割合
1	久保隆一	奈良市針ヶ別所町659番地	39株	39個	65.0%
2	久保美由希	奈良市針ヶ別所町659番地	21株	21個	35.0%
			合計	60個	100.0%
			総議決権数	60個	

令和4年8月22日

株式会社久保総合設備

代表取締役 久保隆一





## 臨時株主総会議事録

1. 日 時：令和4年8月17日

午前10時00分から午前10時30分

2. 場 所：当会社本店会議室

3. 出 席 者：発行済株式総数 60株

この議決権を有する総株主数 2名

この議決権の総数 60個

本日出席株主数（委任状出席を含む） 2名

この議決権の個数 60個

4. 議 長：代表取締役 久保隆一

5. 出席役員：取 締 役 久保隆一

取 締 役 久保美由希

6. 会議の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果：

議長は、開会を宣し、上記のとおり定足数にたる株主の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、議案の審議に入った。



### 第1号議案 定款一部変更の件

議長は、発行可能株式総数に関する規定である定款第6条を次のとおり変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した。議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれに賛成した。

よって、議長は、次のとおり変更することに可決された旨を宣した。

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1000株とする。

### 第2号議案 募集株式発行及び総数引受契約承認の件

議長は、下記のとおり会社法第205条に基づく総数引受契約方式によって募集株式を発行し、同時に下記の割当先との別紙・総数引受契約を承認したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した。

議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれに賛成した。

記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 募集株式の数      | 普通株式 340株 |
| 1. 募集株式の払込金額   | 1株につき金5万円 |
| 1. 払込期日又は期間    | 令和4年8月17日 |
| 1. 増加する資本金の額   | 金1700万円   |
| 1. 増加する資本準備金の額 | 金0円       |
| 1. 割当方法        |           |

新株を次の者に割り当て、総数引受契約によって行う。

久保隆一 221株

久保美由希 119株

1. 払込みを取り扱う場所

(所在地) 奈良市都祁白石町994-1

(名 称) 南都銀行 名阪針支店

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び出席取締役が次に記名押印する。

令和4年8月17日

株式会社久保総合設備臨時株主総会

議長・議事録作成者 代表取締役 久保隆一



出席取締役 久保美由希



## 募集株式総数引受契約書

令和4年8月17日

株式引受人 奈良市針ヶ別所町659番地  
久保隆一

株式引受人 奈良市針ヶ別所町659番地  
久保美由希

本店 奈良市針ヶ別所町659番地  
商号 株式会社久保総合設備  
代表取締役 久保隆一

久保隆一、久保美由希は、株式会社久保総合設備（以下「甲」という。）に対し下記内容で募集株式総数引受契約の締結を申し込み、甲はこれを承諾した。

### 記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1. 募集株式の数      | 甲の普通株式 340株<br>久保隆一 引受分221株<br>久保美由希引受分119株 |
| 2. 募集株式の払込金額   | 1株につき金5万円                                   |
| 3. 払込期日又は期間    | 令和4年8月17日                                   |
| 4. 増加する資本金の額   | 金1700万円                                     |
| 5. 増加する資本準備金の額 | 金0円   |
| 6. 払込みを取り扱う場所  | (所在地) 奈良市都祁白石町994-1<br>(名称) 南都銀行 名阪針支店      |

## 取締役決定書

令和6年 3月 / 日、当会社本店会議室において、取締役2名中2名が出席し、下記議案につき審議した。

代表取締役 久保隆一は選ばれて議長となり、直ちに議事に入った。

### 議 案 支店設置の件

議長は、当会社の支店を次のとおり設置したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した。議長がその賛否を議場に諮ったところ、全員一致をもってこれに賛成した。

よって、議長は、次のとおり支店を設置することに可決された旨を宣した。

支 店 京都市中京区西ノ京銅駒町68番地ジェルメ行伊205号室

設置の日 令和6年 3月 / 日

以上の決議を明確にするため、本決定書を作成し、出席取締役全員が次に記名押印する。

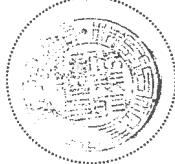
令和6年 3月 / 日

株式会社久保総合設備

議長 代表取締役 久保隆一



出席取締役 久保美由希



## 受信通知

送信されたデータを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	奈良税務署
利用者識別番号	2035071200110021
氏名又は名称	株式会社 久保総合設備
代表者等氏名	久保 隆一
受付番号	20240402094412421216
受付日時	2024/04/02 09:44:12
種目	事業年度等を変更した場合等の届出(資本金額等の異動、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、会社の合併、会社の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、会社の解散・清算結了、支店、工場等の異動等を含む。)
備考	HUBH175I:添付書類 (PDF) の受信通知について、メッセージボックスよりご確認ください。

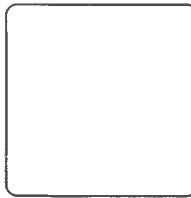
## 受信通知

送信されたデータを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	奈良税務署
利用者識別番号	2035071200110021
元の申告・申請書の受付番号	20240402094412421216
氏名又は名称	株式会社 久保総合設備
代表者等氏名	久保 隆一
受付番号	20240402094412422213
受付日時	2024/04/02 09:44:12

# 電子申告完了報告書

株式会社 久保総合設備 御中



下記の電子申告を完了しましたので、報告いたします。

令和 6年 4月 2日  
武野会計事務所  
武野 勝文

## 納税者情報

( フリガナ ) 法 人 名	カブシキガイシャ クボソウゴウセツビ 株式会社 久保総合設備
法 人 番 号	4-1500-0101-6992
提出先税務署	[03401] 奈良
所 在 地 ( 電話番号 )	632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地 0743-84-0155
利用者識別番号	2035071200110021
( フリガナ ) 代 表 者 氏 名	クボ リュウイチ 久保 隆一
代 表 者 住 所	632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

## 国税庁からの受信通知の内容

### 申請・届出

提 出 先	奈良税務署
利用者識別番号	2035071200110021
氏名又は名称	株式会社 久保総合設備
代表者等氏名	久保 隆一
受 付 番 号	20240402094412421216
受 付 日 時	2024/04/02 09:44:12
種 目	事業年度等を変更した場合等の届出(資本金額等の異動、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、会社の合併、会社の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、会社の解散・清算結了、支店、工場等の異動等を含む。)
備 考	HUBH175I:添付書類 (PDF) の受信通知について、メッセージボックスよりご確認ください。

# 電子申告完了報告書

株式会社 久保総合設備 御中

下記の電子申告を完了しましたので、報告いたします。

令和 6年 4月 2日  
武野会計事務所  
武野 勝文

## 納税者の情報

( フリガナ ) 法 人 名	カブシキガイシャ クボソウゴウセツビ 株式会社 久保総合設備
法 人 番 号	4-1500-0101-6992
所 在 地 ( 電話番号 )	632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地 0743840155
利 用 者 I D	eny18520585
( フリガナ ) 代 表 者 氏 名	クボリュウイチ 久保 隆一
代 表 者 住 所	632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

## 地方公共団体からの受付完了通知の内容

法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 異動届

件 名	申請・届出受付完了通知
氏名又は名称	株式会社 久保総合設備
本 文	送信された申請・届出データを受けました。 後日、発行元の担当者から、申請・届出内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。 なお、申請・届出データの受付状況は、PCdesk(WEB版)の受付状況照会からご確認いただけます。(MUD561I)
受 付 日 時	2024/04/02 09:54:49
受付日(取扱日)	
受 付 番 号	S0-2024-00278415
手 続 名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 異動届
年 度 ・ 期 別 等	~
提 出 先	京都府知事
課 稅 地	
フ ア イ ル 名 称	
発 行 元 ( 電話番号 )	京都府税務課 075-414-5147
発 行 日 時	2024/04/02 09:54:50

地方公共団体からの受付完了通知の内容

法人市町村民税 異動届

件 名	申請・届出受付完了通知
氏名又は名称	株式会社 久保総合設備
本 文	送信された申請・届出データを受けました。 後日、発行元の担当者から、申請・届出内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。 なお、申請・届出データの受付状況は、PCdesk(WEB版)の受付状況照会からご確認いただけます。(MUD561I)
受 付 日 時	2024/04/02 09:56:55
受付日(取扱日)	
受 付 番 号	S0-2024-00278438
手 続 名	法人市町村民税 異動届
年 度 ・ 期 別 等	~
提 出 先	京都市長
課 稅 地	
フ ァ イ ル 名 称	
発 行 元 ( 電話番号 )	【京都市】市税事務所法人税務担当 (法人市民税担当) 法人市民税担当 075-213-5247
発 行 日 時	2024/04/02 09:56:56

## 異動届出書

(□ 法人税 □ 消費税)

※整理番号

※通算グループ整理番号

税務署受付用

令和 年 月 日

奈良

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。	提出区分 <input type="checkbox"/> □□□□□ 通算 親子 法人 人が が提 出す する 場合 となる る法 人が提 出す する場 合 が提 出す する場 合	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地 電話 0743-84-0155		
		(フリガナ) 納税地	〒632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地		
		(フリガナ) 法人等の名称	カブシキガイシャクボソウガウセツビ 株式会社 久保総合設備		
		法人番号	4 1 5 0 0 0 1 0 1 6 9 9 2		
		(フリガナ) 代表者氏名	久保 隆一		
		(フリガナ) 代表者住所	ナラケンナラシハリガベッショチョウ659パンチ 〒632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地		
		異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
		支店・工場等の異動		支店開設 京都市中京区西ノ京銅駄町68番地ジェルメ行伊205号	令和 06.03.21
所轄税務署	税務署	税務署			
納税地等を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(名称等変更有) <input checked="" type="checkbox"/> 無(名称等変更無) ※「有」及び「無(名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。				
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度:(自) 令和 年 月 日 ~ (至) 令和 年 月 日				
合併、分割の場合	合併	<input type="checkbox"/> 適合合併 <input type="checkbox"/> 非適合合併	分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割: <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割: <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> その他		
(その他参考となるべき事項)					

税理士署名	武野 勝文									
※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力	名簿

# 異動届

令和 年 月 日  <b>京都府知事</b>  殿		管理番号 (フリガナ)		カブシキガイシャクボウソウコウセツビ				
		法人名		株式会社 久保総合設備				
		法人番号		4 1 5 0 0 0 1 0 1 6 9 9 2				
		本店所在地		〒 632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地				
				電話 ( 0743-84-0155 )				
		主たる事務所  代表者		名称	株式会社 久保総合設備			
				所在地	〒 632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地			
				(フリガナ) 氏名	電話 ( 0743-84-0155 ) カボリュウイチ 久保 隆一			
				住所	〒 632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地			
				電話 ( )				
異動事項		①. 登記事項等の変更 ②. 支店等の新設・廃止 3. 会社分割				4. 解散 5. 合併 6. 清算結了	7. 主たる事務所の廃止	
登記事項等の変更内容		1. 法人名 2. 法人番号 3. 本店等所在地 4. 代表者	5. 主たる事務所の所在地(納税地) 6. 書類送付先・連絡先 7. 事業年度(決算期) 8. 資本金又は出資金の額	9. 資本金の額及び資本準備金の額の合算額 10. 資本金等の額 11. 事業の目的(種類) ②. その他(支店等の新設)				
変更項目		変更前		変更後		変更年月日		
法人名(フリガナ)								
法人名								
法人番号								
本店等所在地								
旧本店の状況				廃止		存続		
代表者氏名(フリガナ)								
代表者氏名								
代表者住所								
主たる事務所の所在地								
主たる事務所の名称等								
旧事務所の状況				廃止		存続		
書類送付先・連絡先住所						電話 ( )		
書類送付先・連絡先名称								
事業年度(決算期)1		月	日	月	日			
事業年度(決算期)2		月	日	月	日			
資本金又は出資金の額						令和 4・8・24		
資本金の額及び 資本準備金の額の合算額								
資本金等の額								
事業の目的(種類)								
その他 変更項目								
会社分割		分割型・分社型・その他		適格区分	適格・その他		分割年月日	
名称		1					新設・廃止年月日 令和 6・3・21	
所在地		京都市中京区西ノ京銅駄町68番地ジェルメ行伊205号室						
新設・廃止		(新設) 廃止						
解散		清算人氏名(フリガナ)				解散年月日		
		清算人氏名						
		清算人住所	〒					
合併		被合併法人名(フリガナ)				合併年月日		
		被合併法人名						
		被合併法人本店所在地		〒	電話 ( )			
残余財産確定の日		年 月 日				清算結了年月日		
主たる事務所の廃止		主たる事務所名称						廃止年月日
		主たる事務所所在地						
関与税理士氏名		武野 勝文						
関与税理士事務所所在地		〒 630-8133奈良市大安寺7-6-4						電話 ( 0742-61-2512 )
備考								
団体処理欄								

# 異動届

令和 年 月 日  京都市長 殿		管理番号					
		(フリガナ)		カブシキガイシャクボウソウコウセツビ			
		法人名		株式会社 久保総合設備			
		法人番号		4 1 5 0 0 0 1 0 1 6 9 9 2			
		本店所在地		〒 632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地		電話 ( 0743-84-0155 )	
		主たる事務所		名称	株式会社 久保総合設備		
				所在地	〒 632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地		
		代表者		(フリガナ)	カブリュウイチ		
				氏名	久保 隆一		
				住所	〒 632-0112 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地		
異動事項		①. 登記事項等の変更 ②. 支店等の新設・廃止 ③. 会社分割				4. 解散 5. 合併 6. 清算結了	7. 主たる事務所の廃止
登記事項等の変更内容		1. 法人名 2. 法人番号 3. 本店等所在地 4. 代表者				5. 主たる事務所の所在地(納税地) 6. 書類送付先・連絡先 7. 事業年度(決算期) 8. 資本金又は出資金の額	9. 資本金の額及び資本準備金の額の合算額 10. 資本金等の額 11. 事業の目的(種類) ⑫. その他(支店等の新設)
変更項目		変更前		変更後		変更年月日	
法人名(フリガナ)						・	
法人名						・	
法人番号						・	
本店等所在地						・	
旧本店の状況		廃止		存続		・	
代表者氏名(フリガナ)						・	
代表者氏名						・	
代表者住所						・	
主たる事務所の所在地						・	
主たる事務所の名称等						・	
旧事務所の状況		廃止		存続		・	
書類送付先・連絡先住所				電話 ( )		・	
書類送付先・連絡先名称						・	
事業年度(決算期)1		月	日	月	日	・	
事業年度(決算期)2		月	日	月	日	・	
資本金又は出資金の額						令和 4・8・24	
資本金の額及び 資本準備金の額の合算額						・	
資本金等の額						・	
事業の目的(種類)						・	
その他 変更項目						・	
会社分割		分割型・分社型・その他		適格区分	適格・その他		分割年月日
支店等の 新設・廃止		名称	1				新設・廃止年月日 令和 6・3・21
		所在地	京都市中京区西ノ京銅駄町68番地ジェルメ行伊205号室				
解散		新設・廃止	新設・廃止				解散年月日
		清算人氏名(フリガナ)					
		清算人氏名					
		清算人住所	〒	電話 ( )			
合併		被合併法人名(フリガナ)					合併年月日
		被合併法人名					
		被合併法人本店所在地	〒	電話 ( )			
残余財産確定の日		年 月 日				清算結了年月日	
主たる事務所の廃止		主たる事務所名称				廃止年月日	
		主たる事務所所在地					
関与税理士氏名		武野 勝文					
関与税理士 事務所所在地		〒 630-8133奈良市大安寺7-6-4				電話 ( 0742-61-2512 )	
備考							
団体処理欄							

第二〇三一六七号

給水装置事業者免状  
登録事務局付属者免状

本籍 奈良県

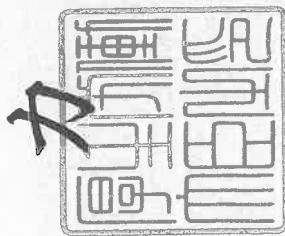
氏名 久保 隆一

昭和五十一年一月二十六日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事業者  
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

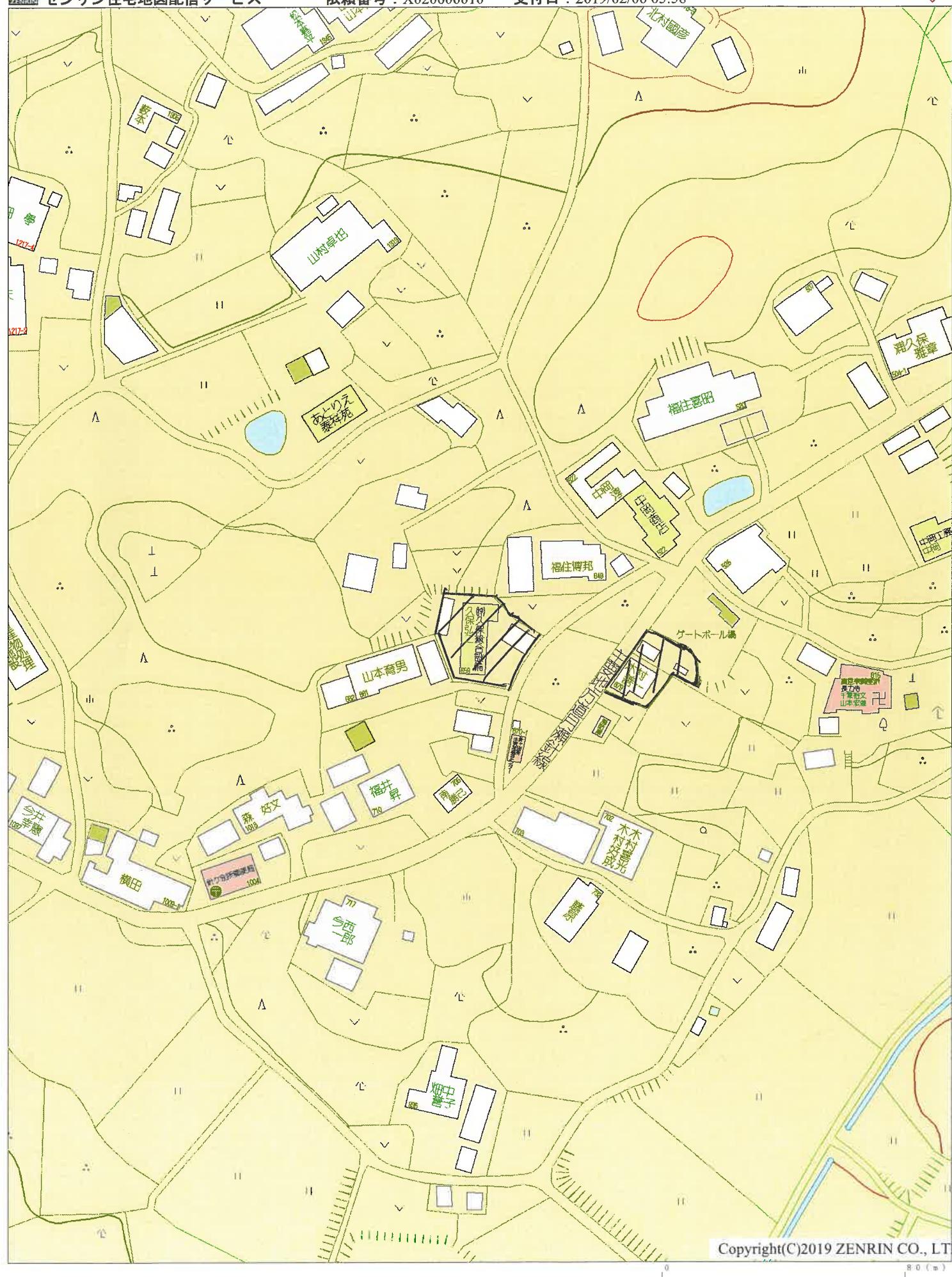
厚生労働大臣 坂口



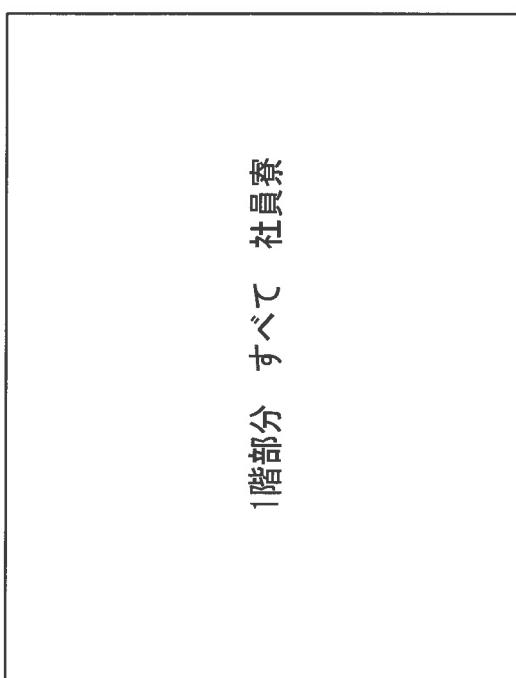
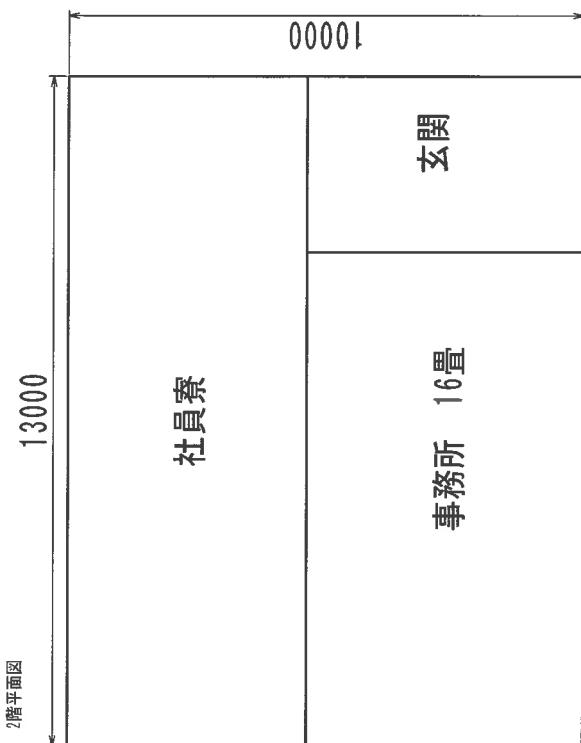


ゼンリン住宅地図配信サービス

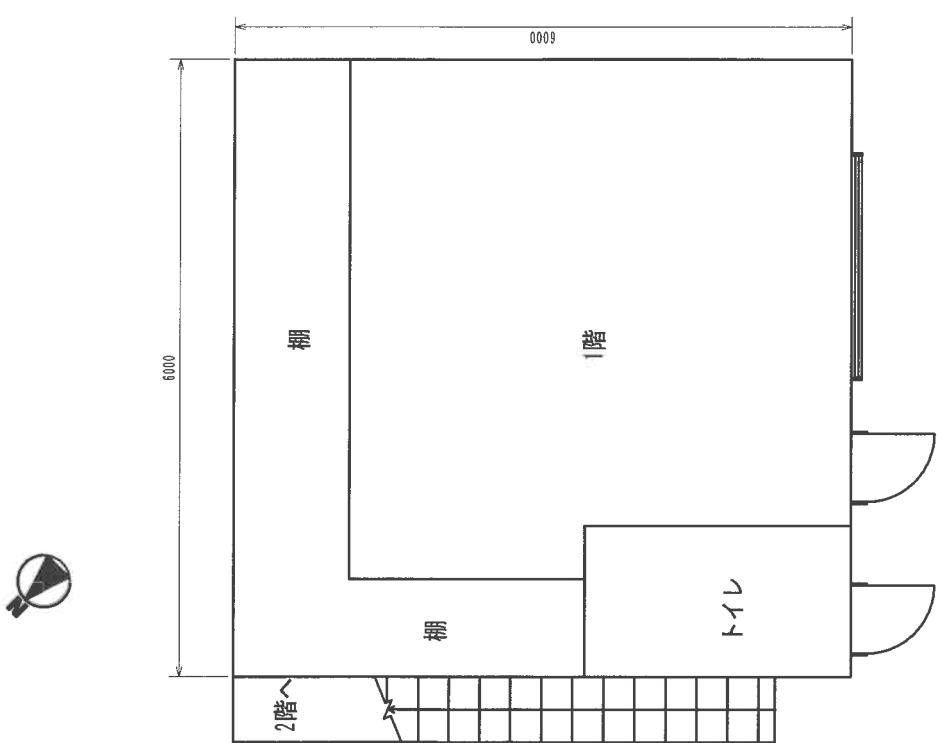
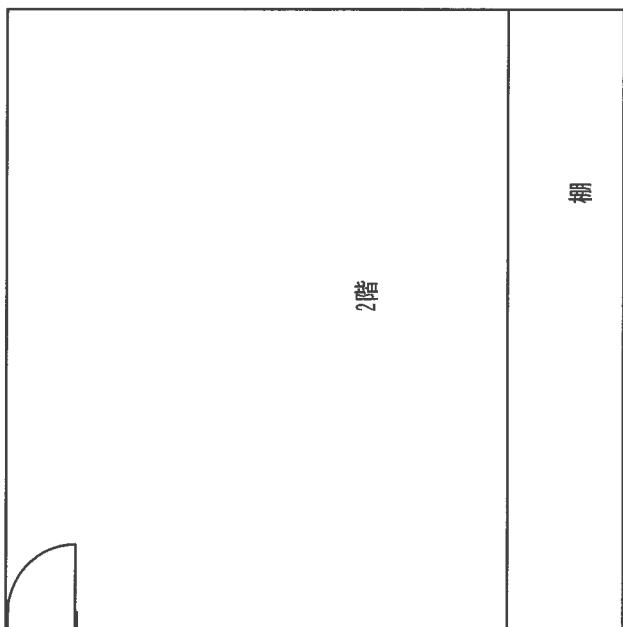
提供：富士通エフ・アイ・ピー株式会社 株式会社ゼンリンデータコム  
依頼番号：X020600010 受付日：2019/02/06 05:58



# 事務所及び社員寮平面図



倉庫平面図



事務所



倉庫



倉庫



事務所内部



看板



倉庫内部写真



倉庫内部写真



倉庫内部写真



倉庫内部写真



倉庫内部写真



倉庫内部写真



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 6 月 3 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャ クボンウゴウセツビ  
氏名又は名称 株式会社久保総合設備

住所 奈良県奈良市針ヶ別所町659番地

代表者 フリガナ ダイヒヨウトリシマリヤククボリュウイチ  
氏名 代表取締役久保隆一

電話番号 0743-84-0155

FAX番号 0743-84-0068

メールアドレス ma32tt27ml@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6年6月3日

届出者

氏名又は名称 株式会社久保総合設備  
住 所 奈良市針ヶ別所町 659 番地  
代表者 氏名 代表取締役久保隆一

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解任の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社久保総合設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
久保隆一 <i>くぼりやういち</i>	203167	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第二〇三一六七号

給水装置事業技術者免状  
條例

本籍 奈良県

氏名 久保隆一

昭和五十一年一月二十六日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の  
規定により給水装置事業技術者  
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口

